

税の申告はお早めに

受付期間 2月17日(月)～3月17日(月)

住民税

申告が必要な方

令和7年1月1日の時点で区内在住で、前年中(令和6年1月～12月)に収入があり申告不要とされていない方

申告書の発送

区から特別区民税・都民税(住民税)申告書を2月10日(月)に発送します。

以下のいずれかに該当する方

- 令和6年度に住民税申告書を提出している方(非居住の申告者を除く)
 - 令和6年中の転入者で国民健康保険に加入している20歳以上の方
 - 令和6年度に申告書などの課税資料がなく、被扶養者ではない20歳以上65歳未満の方
- ※死亡者・生活扶助受給者などには発送しません

※申告書が届いたすべての方が申告する必要はありません。申告の要・不要は別表1をご覧ください

住民税の申告受付場所・期間

場所	期間
江東区文化センター 2階臨時窓口	2/17(月)～3/17(月) 9:00～16:30 (土・日曜、祝日を除く)
総合区民センター 6階サブ・レクホール	3/3(月)～7(金) 9:00～16:30

※初日、2日目を中心に混雑が予想されます。郵送申告をぜひご利用ください
※住民税の試算ができる税額シミュレーションシステムでも申告書を作成できます



▲税額シミュレーションシステム(区HP)

申告に関する注意点

- 住民税の納税通知書送達後に確定申告書を提出された場合、次の所得等は住民税の計算に算入できません。
 - 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
 - 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除
 - 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 など
- 確定申告等を行うと、ふるさと納税のワンストップ特例は無効になります。確定申告等の際は、すべての寄附金を忘れずに申告してください。

令和7年度住民税の主な改正点

【特別区民税・都民税(個人住民税)の定額減税】

納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、令和6年12月31日現在、控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者(※)を有する方に対して、1万円の定額減税を実施します。

※控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者とは

→合計所得金額が1,000万円超の納税義務者と生計を一にする配偶者(国外居住者を除く)で、かつ、配偶者自身の合計所得金額が48万円以下の方。

【住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)の拡充・延長】

子育て世帯(19歳未満の子を有する世帯)または若者夫婦世帯(夫婦のいずれかが40歳未満の世帯)が令和6年に入居する場合には、令和4年・5年入居の借入限度額が維持されます。

新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置(合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。)について、建築確認の期限が令和6年12月31日(改正前：令和5年12月31日)までに延長されます。

改正前(令和6年・7年入居)

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

改正後(令和6年入居)

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円*	4,500万円*
	それ以外	4,500万円	3,500万円
		4,500万円*	4,000万円*
		3,500万円	3,000万円

※令和4年・5年入居の限度額

【国外に居住する親族等の扶養控除等の申告に添付または提示しなければならない書類の見直し】

国外に居住する配偶者や親族について、配偶者控除や扶養控除などの控除の適用を受けようとする場合は、国外に居住する配偶者や親族の、生活費や教育費に充てるために支払いをしたことを証明する「送金関係書類」等を申告の際に添付または提示する必要があります。

令和7年度以降の申告をする場合は、「送金関係書類」の対象として資金決済に関する法律第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者の書類またはその写しで、当該電子決済手段等取引業者が納税義務者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によって、当該親族等に支払いをしたことを明らかにするものが追加となりました。

別表1 申告要否の確認表 ～あなたの収入等の状況をご確認ください～

主な例を挙げていますが、これらに該当しない場合もあります。詳細は税務署または区課税課にお問い合わせください。

主な収入		収入等の状況	区役所に申告 住民税	税務署に確定申告 所得税
給与収入	①	給与所得のみ (年末調整をしており、所得税・住民税が給与から差し引かれている)	不要 ※1・2	不要 (医療費等の控除の追加をすると税金が還付される場合があります)
	②	給与収入が2,000万円を超えている	必要 (確定申告をされた方は不要です)	必要
	③	給与以外の所得が20万円を超えている		
	④	給与を2か所以上から受けている		
	⑤	昨年途中で退職し、年末調整されていない		
	⑥	アルバイト・パート収入が103万円を超える (年末調整されておらず、基礎控除以外の控除はない)		
	⑦	アルバイト・パート収入が103万円以下 (年末調整されておらず、基礎控除以外の控除はない)		不要 (所得税が源泉徴収されている方は、申告すると税金が還付されます)
公的年金	⑧	年金収入のみで400万円以下 (2か所以上のところから支給されている場合はその合計)	不要 ※3 (医療費等の控除の追加をする場合は申告できます)	不要 (還付を受ける場合は申告することができます)
	⑨	上記⑧の方のうち、65歳以上で年金収入が155万円以下または65歳未満で年金収入が105万円以下	不要 ※3 (非課税のため、控除の追加申告も必要ありません)	
その他	⑩	障害年金・遺族年金を受けていて、他に所得なし	下記(★)参照	不要
	⑪	昨年の収入なし		

※1 勤務先からの報告がありますので、申告は不要です

※2 納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者控除を適用できなくなります。その場合、納税義務者による同一生計配偶者の申告、または、納税義務者と生計を一にする配偶者の方によるご自身の申告が必要となる場合があります(右記★参照)

※3 公的年金の支払先からの報告がありますので、申告は不要です

★課税される収入がなかった方も申告が必要な場合があります

昨年収入がなかった場合は、原則として申告の義務はありません。しかし、以下に該当する方は、収入がなくても申告を行ってください。

- 国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方
- 介護保険の被保険者の方
- 国民年金に加入している方で免除制度を利用される方
- 所得額欄に0円と記載のある非課税証明書の発行が必要な方
- その他、所得情報が必要な区のサービスを利用される方